

## 文例（株式の表示）

第〇条 遺言者は、遺言者名義の次の株式を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 〇〇株式会社 〇〇株
- 2 株式会社〇〇 〇〇株

株式を記載する場合は、銘柄、数量などを正確に記載しましょう。

### ｜株式の相続

遺贈や「相続させる」旨の遺言により、特定の株式を特定の相続人や受遺者に承継させる場合、遺言の効力の発生と同時に、当該相続人や受遺者に帰属することになります。